

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

京都市長 門川 大作

京都府知事 山田 啓二

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区

豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う 京都 ～5000万人感動都市へ～

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

京都市の区域

ii) 区域設定の根拠

保全・継承や創造的活用を図る可能性のある文化的資産は、市内各地に存在している。加えて市街地を取り囲む三方の山々をはじめとする森林景観保全の取組や、文化芸術の活動拠点をも考慮に入れると、京都市内全域を区域として設定する必要がある。

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

○ 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で、日本を元気に

不透明感、閉塞感の漂う今日、日本はもとより世界の人々は、ゆとりや潤い、文化的・精神的な充実感を求めており、伝統、文化、自然、和の精神など、“ほんもの”の魅力に触れ、日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで、世界中から多くの人々を呼び込み、京都市域の活性化を図る。また、地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ、ひいては我が国全体の活性化にも寄与する。

○ 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感を持って自ら体感できる、これまでにない新しい観光の姿を提案し、質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、日本文化の原点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、国全体の観光立国の実現を先導する。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1): 京都で感動した観光客の数

数値目標(1): 3895万人(H22年)→5000万人(H26年)

評価指標(2): 年間観光消費総額

数値目標(2): 6492億円(H22年)→7000億円(H26年)

評価指標（３）：年間入洛外国人観光客数

数値目標（３）：２０３万人（Ｈ２２年）→４００万人（Ｈ２６年）

評価指標（４）：年間コンベンション開催件数

数値目標（４）：１５７件（Ｈ２２年）→２５０件（Ｈ２６年）

ウ）数値目標の設定の考え方

数値目標の達成に向けては、京都市が平成２２年３月に策定した新たな観光振興計画「未来・京都観光振興計画２０１０⁺」に基づく事業を着実に推進していく必要があるが、総合特区において更に一步踏み込んだ取組も一体的に進めることにより、目標達成の実現可能性を高めることに寄与するものである。

「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業が、数値目標（１）～（４）のそれぞれの達成に寄与する。

ii）包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア）政策課題

京都市では、平成１２年に、当時約４０００万人であった年間入洛観光客数を平成２２年までに５０００万人に増やす「観光客５０００万人構想」を宣言し、その実現に向けて京都を挙げて多彩な施策を展開してきた結果、平成２０年に初めて５０００万人を突破した。

京都府を訪れる観光客数は、京都市を中心に増加傾向にあり、京都府においても、「明日の京都」中期計画に基づき、府域全体の観光誘客のために、観光資源の魅力の向上とともに、交通アクセス等のインフラ整備や観光産業の担い手となる人材の育成を進めている。

今後、京都市内観光をより魅力的なものとするためには、広域的な視点で国際観光振興を推進していくことが重要となる。

また、京都市の「未来・京都観光振興計画２０１０⁺」においては、「５０００万人観光都市」を実現した京都観光は「量の確保」とあわせて「質の向上」を図ることとし、「人、文化、歴史、そして自分自身に出会い、心の機微に触れる「旅の本質」を思う存分堪能できる世界で一番のまち」を目指すこととしている。

そのためには、「未来・京都観光振興計画２０１０⁺」に掲げる事業の着実な推進に加えて、総合特区を活用した取組も進めていくことで、京都の魅力に更に磨きをかけるとともに、新たな魅力を創造することにより、「５０００万人感動都市」を確実に達成する必要がある。

具体的には、次の４つの課題を踏まえた取組の推進を図る。

○ 観光スタイルの質を高める

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感を持って自ら体感できる観光を提供する必要がある。

○ 観光都市としての質を高める

誰にでも、いつでも奥深い京都の魅力を堪能してもらえるように、市民がおもてなしの心をもって観光客を迎えるとともに、快適な受入環境を整備する必要がある。

○ **精神的充足を求める時代に応える和の文化の発信**

京都でしか得られない「ほんもの」の魅力に触れ、日本文化の源を確認することができる観光を提供する必要がある。

○ **日本の成長を牽引する観光立国への貢献**

日本文化の拠点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、観光立国を先導し、地域経済を活性化するとともに、国際相互理解を増進する必要がある。

◇対象とする政策分野：○)観光

イ) 解決策

以上の4つの課題について一体的な解決を図っていくため、次の2つの柱に沿った取組を推進する。

a) 世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成

- ・ 京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用
- ・ 美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生
- ・ 新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造

b) 世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造

- ・ 若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

ア) 地域の歴史や文化

1000年以上の長きにわたり日本の都であった京都は、14の世界遺産をはじめ数多くの寺院神社や、京町家などの歴史的・文化的資産が集積し、茶道、華道、能、狂言、食文化など多彩な「ほんもの」の日本文化に五感で接することができる、日本人の精神文化の拠点、心のふるさととも言える「歴史都市」「宗教都市」「文化芸術都市」である。

こうした魅力を求めて国内外から年間5000万人が訪れ、そのうち外国人観光客が約200万人という「国際観光都市」である。

同時に、「ものづくり都市」でもあり、古くから西陣織や清水焼などの産業が盛んであった一方で、ベンチャー・ビジネスの起業も盛んであるように進取の気風にも溢れている。

また、人口10万人当たりの大学生数は全国で一番であるように、数多くの大学が集積する「大学のまち・学生のまち」でもあり、更には京都議定書誕生の地、環境モデル地として先進的な取組を進める「環境先進都市」でもある。

イ) 地理的条件

京都は、なだらかに連なる緑豊かな山々に三方を囲まれ、また市街地には清流鴨川と桂川が流れるなど、山紫水明と讃えられる豊かな自然環境を有している。

現在においても市街地から望むことのできる三方の山々の森林景観は、147万人が暮らす大都市でありながら自然を身近に感じさせ、落ち着いた雰囲気醸し出すなど、京都を京都として特徴付ける重要な要素となっている。

京都のまちの景観は、こうした山紫水明の美しい自然と歴史的建造物や風情のある町並みが密接に結び付いて形成されてきた点に大きな特徴がある。

ウ) 社会資本の現状

市内には寺院神社と二条城の14の世界遺産、全国の約20%を占める166の国宝、全国の約15%を占める1,632の重要文化財などの文化財が存在する一方で、大規模な邸宅や庭園など、文化財に匹敵する文化的価値を有しながら未指定の歴史的・文化的資産も多数存在する。京都の伝統的な建築様式と生活文化を伝える京町家等が約48,000軒存在している。

年間延べ500万人以上が訪れる岡崎地域には、東山を望む素晴らしい都市景観の中に、琵琶湖疏水をはじめ美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が多数集積するなど、京都の近代化のシンボリックな地域であるとともに、国内でも類のない文化・交流ゾーンが形成されている。

エ) 地域独自の技術の存在

長年の歴史に培われ、伝統と文化に根ざした京料理は日本料理の粋であり、ミシュランガイドでも高く評価され、学びたいという外国人も増加しているなど、海外での注目も高い。

オ) 地域の産業を支える企業の集積等

京都は、伝統産業から先端産業まで付加価値の高い全国有数のものづくり都市として発展してきた。西陣織、京友禅、京焼・清水焼に代表される匠の技が脈々と受け継がれてきた一方で、企業の持つ優れた技術と大学等の学術研究機関の知が融合した世界的な先端産業が立地する。幅広い業種に、大企業から中小企業までの様々な規模の企業が集積する重層的な産業構造となっており、これらが融合して、新しい技術とイノベーションを次々と創出する「知恵産業」のまちである。

カ) 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

岡崎地域においては、地域の活性化に向けて様々な取組を推進するエリアマネジメント組織として、地域の団体や事業者、立地施設、行政機関など幅広い団体が参画する「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が設立されたところである。

また、特定非営利活動法人日本料理アカデミーが日本料理を広く世界に普及するための活動を行っているなど、世界に日本の食文化を広める人材を育てる土壌がある。

キ) 地域内外の人材・企業等のネットワーク

京都市では、世界の宝、日本の貴重な財産である歴史都市・京都の有する自然、都市景観、伝統文化などを、国を挙げて再生し、活用することにより、国が推進する歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大、文化芸術振興、国際社会への発信を実現する「国家戦略としての京都創生」に、市政の最重要課題の一つとして取り組んでいる。

「国家戦略としての京都創生」の実現を応援する各界の有識者による「京都創生百人委員会」や、景観・文化・観光の分野で「国家戦略としての京都創生」の取組に賛同し、自ら積極的に取り組む団体・個人による会員組織「京都創生推進フォーラム」(平成23年8月末現在635団体が加入)を中心として、京都創生の取組の輪は大きく広がってきている。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

【世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点形成】

＜京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用＞

ア) 事業内容

○ 京都の優れた文化的資産を保全・活用するための京都市独自の登録制度の構築

市内には、京町家や近代和風建築物、岡崎の庭園群といった京都らしさを感じさせる建物や庭園、あるいは京都で活躍された人物や企業、大学等にゆかりのある建物や庭園が数多く存在する。

こうした京都の財産は、文化財や景観関連の制度で指定・登録され、保存・活用等が図られているものも多くあるが、中にはその存在と魅力が十分に伝わっていないものや、その維持・継承が危ぶまれているものもある。

そのため、京都市では、これらの建物や庭園のうち「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”」のリストを作成・公表することで、市民ぐるみで京都の財産を守り続けていく気運を高める取組を行う。併せて、リストに掲載された建物や庭園が適切に維持・継承され、また有効活用されるための支援を行う。

○ 京町家の保全・再生や京町家旅館の整備促進など

京都は、京町家を中心とする町並み景観をはじめ、平安時代から今日まで連続と続く我が国の歴史に生まれ、それぞれの時代を彷彿とさせる景観資産を有している。

そのため、これまでの重要伝統的建造物群保存地区等の地区指定制度や、景観重要建造物等の個別指定制度を活用するだけでなく、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の取組を進めるなど、京町家等をはじめとする建造物の保全に積極的に取り組んできた。

しかしながら、市内に約48,000軒存在する京町家等は空き家が増え、相続や維持管理の問題等で継承が困難なために毎年約2%が消失しており、京都の景観の基盤を構成する建造物等に対する更なる取組の加速と支援対象の拡大が求められている。

そのため、景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金を活用し、京町家の保全・再生を更に積極的に進める。

また、京町家旅館をはじめレストランやアトリエなど創造的な活用を促進する。

○ 京都の花街の伝統文化の保全と魅力の発信

京都のシンボルの1つである「京の舞妓」が存在する京都の五花街（祇園甲部、宮川町、祇園東、先斗町、上七軒）は、歌舞を中心とした邦楽、邦舞を伝承し、京文化、京都観光の一翼を担ってきている。

京都では、平成8年に社団法人京都市観光協会と京都花街組合連合会が、財団法人京都伝統伎芸振興財団を設立し、京都府、京都市、京都商工会議所、観光業界と協働しながら、伝統芸能後継者の育成など様々な事業を行い、五花街の保存と伝統芸能の保存継承に努めている。

しかしながら、社会情勢の変化や伝統芸能の習得に長い年月を要することなどもあり、花街における伝統芸能の後継者の減少等が進み、花街の町並みや伝統芸能の存続に支障を来す状況が生まれている。

このため、歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修、茶屋の伝統の継承等に対する支援を推進し、五花街の伝統文化を守りつつ、外国人観光客等にその魅力を紹介する取組を推進する。

○ 文化財等を活用したMICE[※]開催，レセプション，エクスカージョンなど

京都市ではこれまでから、「国際コンベンションの誘致強化」を戦略的施策の一つに掲げ、サミット外相会合やアジア開発銀行総会，地球温暖化防止京都会議などの国際的に重要なコンベンションの誘致・開催に取り組んできた。

MICEの開催誘致は，京都ブランド・都市格の向上，市民生活の活性化，経済波及効果など社会的及び経済的両面において京都の都市活力を支え，向上させるとともに，京都観光の質の向上に寄与することが期待されることから，全市を挙げて取り組んでいく。

世界の各都市においては，MICE会場として歴史的資産や美術館・博物館などが「特別な」場所として開放されており，大きな魅力となっているが，その点で京都は大きな潜在的競争力を秘めている。寺院神社，庭園，博物館，美術館，二条城など内外の関係者から高い評価を受けている京都の有する文化財等の歴史的・文化的資産を主会場，レセプション，エクスカージョンなどで最大限に活用し，「特別な」場所での「特別な」プログラムの多様化と充実を図るなど，京都ならではのMICE誘致・開催に積極的に取り組む。

※ MICE（マイス）／Meeting（企業のミーティング等），Incentive（企業の報奨・研修旅行等），Convention（国際会議，学会等），Event/Exhibition（イベント，見本市等）の総称。

○ 市内免税店の普及促進

外国人観光客の主な訪日動機のひとつに「ショッピング」があり，外国人観光客を対象とした調査では，日本滞在中に最も購入したい品目の上位に日本茶や日本酒，着物など京都にゆかりのある物品が挙げられている。

現行の免税店制度（輸出物品販売場制度）においては，外国人に人気のある食品類や飲料類は免税の対象外となっており，また免税となるのは購入額の合計額が1万円超の物品であるといった条件が課されているなど，外国人観光客のニーズに沿った制度となっていない。

こうしたことから，免税対象品目の拡大や対象限度額の引下げを行うとともに，免税店の許可要件の緩和や免税申請手続きの簡素化など外国人観光客がより物品を購入しやすい環境を整備することにより，外国人観光客のニーズを踏まえた質の高い観光を提供する。

イ) 想定している事業実施主体

京都市，京都府，文化的・景観的資産所有者，民間事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

市内には，世界遺産や重要文化財などに加え，大規模な邸宅や庭園など，文化財に匹敵する文化的価値を有しながら未指定の歴史的・文化的資産も多数存在しており，京都市ではこれらの京都の財産を市民ぐるみで維持，継承，活用していくこととしている。

平成22年3月に全国に先駆けて策定した「京都市MICE戦略」においては，MICE開催に係る主会場，レセプション，エクスカージョンについて，寺院神社，博物館・美術館等の京都ならではの魅力の活用を図ることとしている。なお，平成21年7月に観光庁が策定した「MICE推進アクションプラン」においても，MICEの会場として文化財を活用できるよう今後課題を整理し，活用に向けた検討を行うことが重要とされているところである。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体，経済団体，行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し，当該取組に関する合意形成を図っている。

京町家旅館に関しては，平成23年度から10年間の都市経営の基本となる京都市基本計画「は

ばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン」(平成22年12月策定)、及び新たな観光振興計画である「未来・京都観光振興計画2010+⁵」(平成22年3月策定)において、京都に泊まることの魅力を更に高め質の高い観光を推進するため、「京町家の活用」など観光客の多様な宿泊ニーズに対応する宿泊施設の充実を図ることとしている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

京都市では、市内に数多く存在する京町家や近代和風建築物、岡崎の庭園群といった京都らしさを感じさせる建物や庭園、あるいは京都で活躍された人物や企業等にゆかりのある建物や庭園に関して、今後、「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”」としてリスト化することとしている。現在、こうした制度に対する意見及び建物や庭園の保存、活用を促進するに当たってのアイデアについて、パブリックコメントを行っているところである。

<美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生>

ア) 事業内容

○ 歴史的風土買入地の整備・活用

京都市では、古都保存法に基づき、歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れ、維持管理や施設整備を行うことにより、歴史的風土の保存に努めている。

しかしながら、買い入れた土地が広大で、多額の費用を要するため十分な維持管理が行えず、買入地の9割を占める山林については危険木が放置されるなど、荒廃し始めている。山林の維持管理は、市街地から望める良好な森林景観形成や歴史的風土に親しめる遊歩道など質の高い観光資源を提供するに留まらず、防災機能上も大変重要であることから、積極的に取り組んでいく必要がある。

また、古都保存法に基づき策定した京都市歴史的風土保存計画において、嵯峨野歴史的風土特別保存地区で田園景観の保存を講ずることとしているが、水田地域では稲作の収益性が悪いため畑作に転換する農家が増加し、水田景観の減少が見られる。

このため、稲作を維持するために必要な、水路の維持や稲木の補修等に対する助成制度を創設することにより、稲穂たなびく田園景観の保全を図る。

○ 歴史的景観に配慮した無電柱化の促進

電線・電柱がひしめく通りは、歴史都市・京都の伝統と趣のある景観を大きく阻害することから、京都市では、昭和61年度から無電柱化事業をスタートし、幹線道路に加え、とりわけ歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺において無電柱化を進めている。

事業の推進に当たっては、道路管理者や電線管理者の費用負担が多額に上り、現行の補助制度下での整備ペースでは、重点整備対象地域の無電柱化を完成するのにも平成95年までかかることになってしまう。更に、景観の保全再生を主目的の一つとする無電柱化事業であっても、復旧に際し景観に配慮した石畳の舗装等へグレードアップを行う際は、グレードアップ分が補助対象外となる場合が多く費用負担の更なる増加で整備が進まないこと、工事完了後の電柱撤去に時間がかかることなど多くの課題があるが、歴史都市・京都の名にふさわしい優れた景観を取り戻すため無電柱化事業を更に推進していく。

○ 三方の山並みの森林景観の保全・再生

京都の三方の山々では、近年、ナラ枯れ、マツ枯れ等により森林が荒廃し、また、シカの食害により被害跡地の自然力による植生の更新が困難な状態にあり、このまま放置すると、森林の裸地化と景観の悪化が進むとともに、森林災害の起こる危険性が高まる。

そのため、四季の彩りが感じられる森林景観の保全・再生に向けて、作業路の設置等、森林を持続的に維持管理するための条件整備や、ナラ枯れ等枯死木の伐採、被害跡地への植栽等を行うとともに、伐採木の搬出・利用に企業や市民団体等、多様な主体による協働活動で取り組む「四季・彩りの森 復活プロジェクト」を推進する。

イ) 想定している事業実施主体

京都市、京都府、電気事業者・電線事業者、森林事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

京都では、山紫水明の地に数多くの歴史的建造物や風情ある町並みが、1200年を超える悠久の時の中で融合し、世界有数の優れた景観として今に受け継がれてきている。

京都の景観の基盤となっている三方の山並みや河川などの優れた自然景観を保全するため、京都市では、風致地区や自然風景保全地区等の制度を活用するとともに、歴史的風土特別保存地区を含む森林景観を保全するための「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」(平成23年5月策定)に基づく森林景観づくりを推進している。

また、建造物等と一体となった魅力あふれる美しい京都の町並みを形成していくため、無電柱化を推進してきたが、これらの取組を更に推し進めることにより、国が推進する歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大に資するものである。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体、経済団体、行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し、当該取組に関する合意形成を図っている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

京都市では、これまでに、歴史的風土特別保存地区内の土地を274.1ha買い入れ、維持管理や施設整備を行うとともに、伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺を中心に約59kmの無電柱化を進めるなど(平成23年3月時点)、歴史的景観の保全に取り組んできた。

また、森林整備に関しては、平成23年度に、長年放置され荒廃が進んでいる市街地周辺の山々の再生を推進するため、山林所有者等に対する基礎調査を実施し、今後の森林整備に必要な情報を収集することとしている。

<新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造>

ア) 事業内容

東山を望む素晴らしい都市景観の中に、琵琶湖疏水をはじめ美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化・交流施設が集積した岡崎地域は、国内外から年間延べ500万人以上が訪れる国内でも類のない文化・交流ゾーンである。

岡崎地域のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心として、地域の施設や団体・事業者・行政、市民や企業など幅広い主体の参加のもと、優れた景観を保全・継承しつつ岡崎のポテンシャルの更なる活用を図りながら、文化芸術やMICE拠点としての機能強

化や、歩いて楽しい憩いの空間と賑わいの創出を図り、新しい京都の魅力を創造・発信する国際的な文化交流・観光拠点を目指す。

○ 京都市独自の登録制度等を活用した東山裾野の大規模邸宅・庭園群の継承・活用

岡崎地域及び周辺には、民間の美術館・博物館、有名な寺院・神社が集積し、更には近代化を牽引したシンボルである琵琶湖疏水と、疏水の水を引き入れた東山山麓の庭園群が優れた水辺の景観を醸し出している。

京都市では、「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”」のリストの作成や、リストに掲載された建物や庭園を適切に維持・継承、有効活用するための支援を行うこととしており、岡崎地域においても優れた庭園群や大規模邸宅を保全し、将来へ継承するとともに、公開の機会を増やすなど国内外の方々にその魅力を伝えていく。

また、これらの庭園群をミュージアムやギャラリー、宿泊・パーティ・会合等のMICE関連施設などとして新たな活用を図りながら保全・継承する仕組みを、所有者との連携の下で構築する。

○ 舞台芸術創造拠点の整備

岡崎地域に立地し、開館後50年を経過した市民の文化の殿堂である京都会館について、世界一流のオペラをはじめ多様な舞台芸術の開催が可能となる舞台機能の強化に加え、カフェ・レストランなどの賑わい施設を導入することで、文化・交流ゾーンとしての岡崎の新たな魅力を高め、地域活性化の中心を担う施設としての機能を充実させる。

また、京都会館再整備においてはMICE機能の強化を図るとともに、岡崎地域の多様な施設集積を総合的に活用することで、国際的な学会や展示会、企業研修・ミーティング、それらに伴うパーティなどの様々なニーズに応えていくためのハード・ソフト両面の機能強化を図る。

イ) 想定している事業実施主体

京都市、文化的・景観的資産所有者等

ウ) 当該事業の先駆性

岡崎地域は、東山を望む優れた都市景観の中に、琵琶湖疏水をはじめ美しい庭園群や文化財、美術館、博物館等の文化・交流施設が集積しており、国内外から年間延べ500万人を超える人々が訪れる国内でも類のない文化交流・観光ゾーンである。

このような優れたポテンシャルを積極的に活用し、更に魅力的な地域とすることで、国際的な文化交流・観光拠点を形成することができる。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体、経済団体、行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し、当該取組に関する合意形成を図っている。

また、平成23年3月に策定された「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するための組織として、「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が官民27団体の賛同の下、平成23年7月に設立された。

なお、岡崎地域に関しては、京都商工会議所が、京都会館をMICEに対応できる施設として改修するとともに、その他立地する施設や寺院神社等との一体的な連携体制のもと、京都のMICEゾーンとして整備することを提言している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

京都市では、官民様々な主体が連携しながら岡崎地域を更に魅力的な地域とするためのビジョ

ンの検討を進め、平成23年3月に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定し、国際的文化交流・観光拠点となるよう機能強化や魅力向上を推進することとしている。

このビジョンの推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、立地施設間連携の強化や魅力創出事業の企画・調整・推進などに取り組んでいる。

なお、岡崎地域に立地し、開館後50年を経過した京都市民の文化の殿堂である京都会館について、ローム株式会社に52億5千万円で50年間の命名権を取得していただき（平成23年9月契約締結）、京都市が進める再整備事業及び再整備後の舞台芸術振興事業を円滑に進めることとしている。

【世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造】 ＜若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進①＞

ア) 事業内容

京都には芸術系大学が数多く存在し、多くの若手芸術家が自らの才能を育んでいる一方で、京都で学んだ芸術家そのまま京都に根を下ろして活動を続けていく環境が見出せず、活躍の場を他都市に求めていくことが少なくない。

京都市では、このような京都で育まれた若い才能が市外に流出していく状況を改善し、若手芸術家が京都で活動を続けていけるよう、居住・制作・発表の場づくりを支援しているところであるが、更に、国内外の若者をはじめ志のある人々に、オペラなどの舞台芸術や伝統芸能をはじめ様々な日本の文化を、一流の芸術家や伝承者から学ぶ機会を提供し、若手アーティストにとっての登竜門となる事業を京都会館や京町家などの施設を拠点として実施する。

イ) 想定している事業実施主体

京都市、京都府、文化芸術関係団体等

ウ) 当該事業の先駆性

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、優れた文化芸術を生み出しながら、これを重層的に蓄積し、また、創造的に継ぎ足しながら、全国に類のない「厚み」のある文化芸術を形成してきた。また、京都の文化芸術は、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々の自由かつ継続的な交流の機会をもたらしており、京都は世界の中でも格別の位置を占める都市となっている。

更に、京都には芸術系大学をはじめ多数の大学等が立地しており、優れた文化の集積によって多くの若い人材を惹きつけてその才能を育み、また、その若い才能が放つみずみずしい創作のエネルギーを文化の集積のより一層の厚みへとつなげてきている。

こうした京都の特性を踏まえた取組を更に推進することで、世界的な文化芸術都市として国内外に広く発信することができる。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体、経済団体、行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し、当該取組に関する合意形成を図っている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

京都市は昭和53年に「世界文化自由都市宣言」を行い、京都が「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像と

して掲げている。

平成18年には、京都のまちをより一層魅力に満ちた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して「京都文化芸術都市創生条例」を施行し、本条例に基づき、文化芸術都市の創生に向けた様々な取組を推進している。

＜若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進②＞

ア) 事業内容

伝統と文化に根ざした京都の食文化や京料理に代表される日本料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいという外国人も増加しており、京都では、特定非営利活動法人日本料理アカデミーが、日本料理を広く世界に普及するため、海外の料理人との交流等に取り組んでいる。

しかし、外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら、京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには、法的規制が多く、現行の在留資格制度においては、十分な技能を身に付けることが困難である。

そのため、在留資格制度の規制緩和を行うことにより、京料理を学びたい世界中の人々を受け入れ、本場の料理店で働きながら修業する場を提供する「京料理塾」を実施し、本格的な京料理を世界に向けて発信することにより、日本料理の市場の拡大に資する。

イ) 想定している事業実施主体

京都市、京都府、特定非営利活動法人日本料理アカデミー

ウ) 当該事業の先駆性

料理に携わる外国人が京都の食文化や京料理を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する機会ともなり、観光立国・日本の戦略的拠点としても重要な役割を担う京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも大きく貢献するものと期待できる。

さらに、現在、農林水産省の「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」（特定非営利活動法人日本料理アカデミーからも2名が委員として参画）など、日本料理の世界遺産登録に向けた機運が高まっており、今後、京料理に代表される日本料理への関心が更に高まることが期待される。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体、経済団体、行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し、当該取組に関する合意形成を図っている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

特定非営利活動法人日本料理アカデミー（理事長：菊乃井主人 村田吉弘氏）では、これまでから、日本料理の発展を図るため、日本の食文化を次代につなぐ地域に密着した食育活動や世界の料理人との交流、若い日本料理人を対象にした研鑽事業等を実施している。

特に、平成17年度から実施している「日本料理フェロウシップ事業」では、世界の料理動向に大きな影響力を持つ海外のトップシェフに、京都で日本料理の技術や歴史、背景となる文化に触れ、理解を深めてもらうことを目指し、10日間程度の短期間の料理店での厨房研修をはじめ、野菜生産者視察や味噌・豆腐の生産現場の視察、茶道や禅体験など幅広いカリキュラムを提供し、海外料理人との交流に取り組んできている。

＜若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進③＞

ア) 事業内容

京都市では、ロケ支援の総合窓口「京都市フィルム・オフィス」を設置し、京都の有する豊富なロケ地の魅力を映画やテレビ等を通じて発信し、映画文化や地域の活性化、更なる京都観光の振興を図る取組を行っている。今後、ロケ支援を更に充実させ、海外からの映画撮影の誘致を推進する。

また、京都には、我が国初のマンガ文化の総合拠点である京都国際マンガミュージアムをはじめ、世界的なゲーム関連企業等、コンテンツ分野における様々な地域資源が豊富に存在する。こうした京都の優位性を生かし、次代のコンテンツ産業を支える人材を輩出する芸術系大学との連携も図り、世界中から集まったクリエイターや企業等が交流し、互いに刺激を与え合う機会を提供することにより、新たな事業を生み出すクリエイターの育成に取り組む。

イ) 想定している事業実施主体

京都市、京都府、コンテンツ産業関係事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

京都市には、マンガ・アニメ、映画、文化芸術、伝統産業に至るコンテンツ分野における豊富な地域資源が存在するだけでなく、芸術・映像・マンガを学べるコンテンツ系大学等の人材育成機関、海外の市場を席卷する世界的なゲーム関連企業、数々の映画の舞台となったロケ地・撮影所など、各コンテンツ分野の豊富な資源が集積している。また、1200年の歴史に彩られた伝統文化が息づくとともに、伝統産業や先端産業におけるものづくりの技術・精神が根付いている。

こうした京都の地域資源、産業集積を活かした取組を進めることで、コンテンツ産業に京都ならではの深みを持たせ、全国はもとより海外に向けて発信し、日本のブランド力向上につなげることができる。

エ) 関係者の合意の状況

事業推進に関連する団体、経済団体、行政機関等による京都市地域活性化総合特別区域協議会を組織し、当該取組に関する合意形成を図っている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

京都の地域資源、産業集積を活かし、産学公が一体となってコンテンツ産業の創出、発展を図るため、平成20年に「京都市コンテンツビジネス研究会」を設置した。本研究会では、マンガ・アニメ、映画、ゲームといった各コンテンツ分野の第一線で活躍されている方々や国の関係省庁などに参画いただき、分野を横断する「融合」の視点、全国・海外のマーケットを見据えたグローバルな視点、企業活動の現場からの視点といった多角的な視点から、幅広い議論をしていただいた。

また、映画・ゲーム・マンガなど我が国コンテンツの発祥の地となり、伝統・文化、観光やファッション、ロボット、音楽、食など、過去から現在に至るコンテンツに関する我が国随一の地域資源を備えてきた京都を舞台に、オール京都の産学公連携のもと、コ・フェスタ（JAPAN国際コンテンツフェスティバル）やC r I S関西（クリエイティブ・インダストリー・ショーケース in 関西）、国民文化祭と連携し、映画・映像、ゲーム、マンガ・アニメ等のコンテンツをクロスメディア展開することにより、京都が持つコンテンツのポテンシャルと魅力を広く海外・国内に情報発信し、コンテンツ産業の振興とそれらを支える人材育成・人材交流

を図る事業として、平成21年から、「KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience)」を開催してきた。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 京町家まちづくりファンド（H17年度より措置／H22年度助成実績：15件）
財団法人京都市景観・まちづくりセンターと京都市が連携し、地域のまちづくりに効果を及ぼし、良好な景観形成に資すると認められる京町家の改修に助成金を交付している。
- ・ 京町家耐震診断士派遣事業（H19年度より措置／H23年度予算額：9,100千円）
京都市では、建築年次や構造、利用形態等一定の条件を満たす京町家等の所有者に対して、一定の自己負担のもと、市登録の「京町家耐震診断士」を派遣し、京町家の構造特徴に適した耐震診断手法で耐震性の評価（耐震診断）を行っている。
- ・ 京町家耐震改修助成事業（H19年度より措置／H23年度予算額：5,300千円）
京都市では、地震災害に強い都市づくりを目指すとともに、景観を形成する京町家等を保全・再生し安心して住み続けられるようにすることを目的に、耐震診断の結果、地震に対し安全でないと診断された京町家等の耐震改修に要する費用の一部を助成している。
- ・ 古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理（S42年度から買入れ／買入れ実績：274.1ha／H23年度予算額：236,660千円）
歴史的風土特別保存地区については、現状変更行為が原則禁止されているため、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るため、施設整備及び維持管理を行っている。
- ・ 無電柱化推進事業（S61年度より措置／H23年度予算額：436百万円）
日本を代表する歴史文化都市である京都市においては、幹線道路に加え、歴史的な景観の保全・再生が望まれる主要な文化遺産周辺、観光地等における無電柱化が重要な課題であり、地域の状況にあった整備を進め、魅力あふれる「京の道」の再生に取り組んでいる。
- ・ 四季・彩りの森復活プロジェクト（H23年度より措置／H23年度予算額：42百万円）
京都市が主体となり、京都の山々における森林現況調査を実施するとともに、京都市と森林施業協定を締結した森林施業体に対し施業費を助成する。また、ナラ枯れ被害木の搬出利用を推進する協議会に対する助成を行う。

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制をはじめとした市街地景観、眺望景観、屋外広告物等に係る規制強化（地域独自の規制強化／H19年9月実施、H23年4月制度充実）
- ・ 京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）の制定（地域独自の規制の緩和／H23年9～10月パブリックコメント実施、H24年度施行予定）
景観重要建造物など景観的、文化的に特に重要と位置付けられた木造建築物について、安

全性を確保するための規定を定めることにより、国宝や重要文化財と同様に建築基準法の適用を除外し、増築や用途変更等の建築行為を可能にする全国初の条例を制定予定。

- ・ 「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”（仮称）」のリスト作成（H23年11月以降市民から募集，H23年度内に作成）

市内に数多く存在する京都らしさを感じさせる建築物や庭園については、維持・継承が危ぶまれているもののあることから、市民ぐるみで守り続けていく気運を高めるため、市民からの提案に基づき、リストを作成・公表する。併せて、維持、継承、活用のための支援策を検討する。

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 京都市・観光庁共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」の実施（H23年1月開始）
観光立国を推し進めるため、平成23年1月に観光庁と調印した共同プロジェクトに掲げる「外国人観光客受入れ環境の充実」、「ラグジュアリー層を中心とする外国人観光客の誘致」、ICTを活用した口コミによるプロモーション事業」等に取り組んでいる。
- ・ 京都市MICE戦略の策定（H22年3月策定）
誘致対象を従来の国際コンベンションに加え、企業研修旅行やイベントなど「MICE」に拡大し、「京都の都市特性を生かした、世界に冠たる「国際MICE都市」への飛躍」を目標とする、全国初となる「京都市MICE戦略」を策定した。
- ・ 京都岡崎魅力づくり推進協議会（H23年7月設立／岡崎地域に立地する施設・団体、事業者、行政機関等27団体が参画）
「岡崎地域活性化ビジョン」の推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織として設立され、立地施設間連携の強化や魅力創出事業の企画・調整・推進などに取り組んでいる。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標（1）～（4）：毎年度実施する京都観光総合調査（観光客の感動度や満足度、入洛観光客数、観光消費額等に関する調査）の結果により、目標の達成状況の評価を実施予定。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

京都市地域活性化総合特別区域協議会において報告し、意見交換を行う。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

年度ごとの目標達成状況について広報発表予定。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H23年度：総合特区指定申請，取組推進

H24年度：取組推進

H27年度；数値目標の達成

イ) 地域協議会の活動状況

H23年9月：総合特区法に基づく京都市地域活性化総合特別区域協議会を設置，協議を実施

- ・当初構成員：京都商工会議所，社団法人京都市観光協会，公益財団法人京都市文化観光資源保護財団，財団法人京都市景観・まちづくりセンター，財団法人京都文化交流コンベンションビューロー，財団法人京都市森林文化協会，京都岡崎魅力づくり推進協議会，財団法人京都市音楽芸術文化振興財団，公益財団法人京都市芸術文化協会，特定非営利活動法人日本料理アカデミー，京都府，京都市
- ・設立目的：京都市域において，世界の人々が日本文化の神髄や美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成するとともに，世界の芸術家や文化人が自由に集い，学び，はばたく文化自由都市を創造することに資する取組を推進するため，京都市地域活性化総合特別区域の指定を実現し，京都市地域活性化総合特別区域が目指す取組の具体化に寄与することを目的とする。

●旅の本質を追求する観光の振興と国際MICE都市への飛躍

「5000万人観光都市」を実現した京都観光は、「量の確保」と合わせて、「質の向上」を図り、「旅の本質」を堪能できる世界で一番のまちを目指し、「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上に取り組みます。また、京都の都市特性を生かした世界に冠たる国際MICE都市～国際会議、企業研修旅行、イベント等による国際集客都市～の実現に向けた取組を推進します。

『未来・京都観光振興計画2010⁺⁵』の概要

いよいよ旅の本質へー7つのプロジェクト、動く。

計画の趣旨

「5000万人観光都市」を実現した京都において、新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心をつなげて、京都観光の質を更に高めるための羅針盤とします。

計画の対象期間

平成22年から平成26年までの5年間とします。併せて中長期的視点を持ったものとします。

計画の指標

観光客の満足度・感動度、延べ宿泊数(宿泊客数×平均宿泊日数)、リピーター数、観光消費額、乗用車による入浴率、市民の観光に対する意識等を指標とします。

これらをはかる観光調査を新たに構築・実施します。

京都観光が目指す姿

いよいよ旅の本質へ
～世界が共感する観光都市～

～旅の本質とは～

人に出会い、風景に出会い、心打たれる出来事に出会い、・・・そして新たな自分自身に出会う。

旅を通して、気づき、学び、癒され、元気をもらい、成長し、人生が深く、豊かになる。

京都はこうした旅の本質を、より多くの方々に、誰が来ても、いつ来ても、思う存分堪能いただける、世界で一番のまちを目指します。そのために・・・

- **観光スタイルの質を高めます**
 - * じっくり滞在し、京都の奥深い魅力を五感で体感する観光
 - * 環境にやさしい観光スタイル
- **観光都市としての質を高めます**
 - * 今ある魅力を守り育て、新たな魅力を創出
 - * 観光客の不満を徹底的になくし、京都に来られた方に感動と満足
 - * 市民が京都に誇りを持ち、魅力を満喫することによる観光客への温かいおもてなし

計画の主な構成

- 旅の本質を追求する7つのプロジェクト
 - 1 「暮らすように旅する」プロジェクト【重点】
～滞在・宿泊型観光を推進します～
朝と夜の観光の推進、多様なニーズに対応する宿泊施設の充実、連泊を促進する取組
 - 2 「歩いてこそ京都」プロジェクト【重点】
～環境にやさしい歩く観光を推進します～
歩いて楽しむための環境整備、公共交通の利便性向上、山紫水明の自然を歩く観光の推進
 - 3 「市民の京都再発見」プロジェクト【重点】
～京都人を京都ファンに、京都の達人にします～
京都の子ども・学生が「京都人のたしなみ」を身に付ける仕組みづくり、市民が京都を知る仕組みづくり、市民と観光客がふれあえる場の創出
 - 4 「心で“みる”京都」プロジェクト【重点】
～ほんものと「ふれあう観光」を推進します～
京都の文化や知恵、匠の技を心で“みる”観光の充実、京都の暮らしや日常生活を体験できる取組の推進、ほんものの魅力の保全・活用・創造
 - 5 「観光客の不満をゼロに」プロジェクト
公共交通の利便性向上、観光案内の充実、ユニバーサルツーリズムや美しいまちづくりの推進、市民のおもてなしと観光客のマナー向上
 - 6 「新たな京都ファン獲得」プロジェクト
家族連れ、若者・大学生、若い女性、ラグジュアリー層、ビジネス個人客など、新たな京都ファンを獲得
 - 7 「京都の魅力うまく伝える」プロジェクト
情報発信ツールの整備・充実、戦略的プロモーションの実施
- 特性に応じたおもてなし戦略
以下の対象の特性に応じて戦略的なおもてなしを展開します。
 - 1 修学旅行生 2 熟年世代 3 外国人観光客
 - 4 ビジネス団体客(国際会議・企業研修旅行参加者等)
⇒京都市MICE(マイス)戦略を策定
- 計画をしっかりと推進するために
観光庁分室・文化庁分室の誘致、京都観光を支える人的パワーの向上、観光客の安心・安全を守る体制の整備、計画マネジメント会議の設置、京都独自の観光調査の実施など

「京都市MICE戦略」の概要

MICE（マイス）とは・・・

M（ミーティング）

… 企業のミーティング等

I（インセンティブ）

… 企業が表彰や研修などの目的で実施する旅行（企業報奨・研修旅行）

C（コンベンション）

… 国際団体，学会，協会が主催する総会，学術会議等

E（イベント／エキジビション）

… 文化・スポーツイベント，展示会・見本市

(1) 策定の趣旨

世界各国・各都市において，経済効果や都市活力の向上，文化交流など，幅広い効果が期待できる「MICE」の誘致競争が激化している状況を踏まえ，本市においても，国際コンベンションの誘致に加え，企業研修旅行やイベントなどを含めた「MICE」全般の振興を図るため，平成22年3月，全国初の「京都市MICE戦略」を策定しました。

(2) 計画の概要

ア 京都におけるMICE振興の意義

京都ブランド・都市格の向上，市民生活の活性化，観光の質の向上，経済効果など

イ 戦略の目標

京都の都市特性を生かした，世界に冠たる「国際MICE都市」への飛躍

ウ 重点誘致対象

- ・ 京都の有する歴史的・文化的資源を生かしたミーティングやインセンティブ
- ・ 「大学のまち・京都」にふさわしい学術系コンベンション
- ・ 京都のまちづくりと調和するコンベンション

エ 施策の方向性

① 受入環境の整備

国立京都国際会館の拡充，岡崎地域の活用，京都ならではの魅力の活用，国際的なネットワークを有するホテルの誘致・充実 など

② 積極的な誘致施策の推進

マーケティングの強化，世界とのネットワークの構築 など

③ 市民参加によるMICEの振興

④ 戦略推進のための体制強化

MICE分野の人材育成，(財)京都文化交流コンベンションビューローの体制強化，京都市全庁を挙げた取組 など

【重点事業】

観光立国・日本 京都拠点プロジェクト：1,000万円〔観光振興課〕

観光立国を押し進めるため、平成23年1月に観光庁と覚書に調印した共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点プロジェクト」に掲げる事業等に取り組みます。

（事業内容）

ア 外国人観光客受入環境の充実

宿泊施設向けに、緊急対応のための多言語コールセンター（24時間対応）を開設し、実証実験を行います。

イ ラグジュアリー層を中心とする外国人観光客の誘致

平成24年以降のILTM Asia（富裕層向け旅行を扱う商談会）の京都誘致に向け、本年6月、上海で開催される同商談会に参加する旅行会社を京都に招へいし、観光関係者等との情報交換や観光資源視察などを行います。

ウ ICTを活用した口コミによるプロモーション事業

全世界で5億人の会員数を擁するフェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス＝インターネットを活用したコミュニケーションサービス）を活用し、京都の観光情報の海外への発信を強化します。

観光案内標識アップグレード推進事業：5,000万円〔観光企画課〕

平成22年度は、「歩く観光」を推進するため、現在の観光案内標識の在り方を抜本的に見直すとともに、アップグレード案の検討を行いました。また、観光客・市民の視点に立ったよりわかりやすい観光案内標識について、学識者や交通事業者等からなる「観光案内標識アップグレード検討委員会」を設置しました。今後は、平成23年度からの5箇年で市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、今年度に策定する「観光案内標識アップグレード指針」に基づいた観光案内標識の整備を進めます。

なお、平成23年度は24年初頭に水族館がオープンする予定の梅小路エリアを対象エリアの一つとします。

京都らしいMICE開催の支援：500万円〔観光振興課〕

京都で開催される中小規模のコンベンション、一定規模以上のミーティング、インセンティブを対象に、「ほんまもんの京都」の一端に触れる機会を提供し、「京都らしさ」を演出するため、伝統産業や文化体験の実演者、芸舞妓等を会議場所などに派遣する支援制度を創設します。

【新規事業】

NHK大河ドラマ「平清盛」観光PR事業：1,300万円〔観光振興課〕

NHK大河ドラマ「平清盛」の放映（平成24年1月から）に合わせ、京都市内の「平清盛」にまつわる史跡・名勝（六波羅密寺、祇王寺ほか）などの情報を、各種イベントにおける散策マップの配布やホームページ掲載により広く発信し、観光のPR等に取り組みます。

京都ユニバーサル観光ナビの充実：660万円〔観光振興課〕

京都市では、高齢者や障害のある方など、誰もが快適に安心して京都観光を楽しめる受入環境を整備するため、民間団体等と連携し、ユニバーサルツーリズムの推進に取り組み、その一環として平成21年3月に開設したホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」において市内の観光モデル10コースとバリアフリー情報を発信しています。この「京都ユニバーサル観光ナビ」に新たに飲食店情報を加えるとともに、施設やトイレのバリアフリー情報を更に充実させ、ユニバーサルツーリズムの一層の推進を目指します。

〔事業概要〕

新たな飲食情報の発信サービスを開始するとともに、モデルコースの追加設定を行います。また、スマートフォン（※）への対応など、更なる機能強化を検討します。

※スマートフォン：音声通話以外に、インターネットへの接続、スケジュールの管理、メモ帳など、パソコン並みの多機能をもつ携帯電話

【継続事業】

京都観光オフィシャルサイト「京都観光 Navi」の運営：2,856 万円〔観光企画課〕

京都の観光情報をインターネット及び携帯端末により発信し、内外からの更なる観光客誘致を図ります。

京都観光 Navi <http://kanko.city.kyoto.lg.jp>

携帯端末対応版 <http://kanko.city.kyoto.lg.jp/mobile>

ニューツーリズム創出事業：350 万円〔観光企画課〕

観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、地域団体等が実施する京都の隠れた観光資源の発掘に対する取組支援を行います。具体的には、事業の初期費用等への補助（2分の1以内）やアドバイザーの派遣、事業のPRをパッケージとしてサポートします。

「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実・フィルムツーリズム：362 万円〔観光企画課〕

映画のまち・京都の魅力を、映画・映像を通じて発信することにより、映画文化の活性化と観光振興を図るため、ロケ支援の総合窓口「京都市フィルム・オフィス」において、ロケ地に関する情報の提供などを行います。

さらに、「映画のまち・京都」のPR策のひとつとして、京都の映画文化や歴史の紹介、これまでに京都で撮影された映画やドラマのロケ地情報をホームページで発信するなど、フィルムツーリズムを展開、推進します。

京都一周トレイルの運営：310 万円〔観光企画課〕

自然や歴史、文化に触れながら京都の山々を散策する「京都一周トレイル」を運営します。

東山コース、北山東部コース、北山西部コース、西山コース、平成22年3月に開設した京北コースに関する地図の作成・販売や道標等の維持管理を行うとともに、国内外の方々に広く利用いただけるよう、魅力の向上や広報の充実に努めます。

(5種類のガイドマップコースと写真)



市民による京都の魅力再発見事業：450 万円〔観光企画課〕

観光客へのおもてなし意識を高めるため、市民の皆様が京都を知り、京都の魅力に気づき、理解を深めていただく以下の取組を実施します。

① 市民による京都の魅力体験の仕組みづくり

平成22年度は、市内の小学校に通う6年生を対象に、冬休み期間中（平成22年12月22日～23年1月10日）、6つの世界文化遺産を見学できる「子どもたちの京都再発見事業」を実施するとともに、京都の魅力に接する機会の少ない市民（18歳以上）を対象とした京都の歴史・文化に関する講座・まち歩きを実施しました。23年度も市民の皆様が京都の魅力を体験していただける事業を実施します。

② 京都観光の意義やおもてなしの心を学ぶための京都観光副読本の作成

次代を担う子どもたちに、京都における観光振興の意義や効果、おもてなしの心や実践方法、観光という仕事などについて理解を深めてもらうため、小学校高学年を対象とする副読本を作成します。

③ 京都観光サポーター制度の構築

海外での京都ブランドの発信に重点を置き、観光都市としての質の向上を目指すため、新たに「京都おもてなし大使」「京都国際観光大使」「京都名誉観光大使」を創設します。さらに、地域で活動されているボランティア団体等をネットワーク化するなど、あらゆる市民がそれぞれの地域で京都の観光振興に寄与できるよう、観光ボランティアの裾野を広げます。



(京都再発見カード)

京都観光総合調査の実施：1,100万円〔観光企画課・観光振興課〕

観光庁が定めた全国統一共通基準に基づく観光入込客統計・観光消費額統計及び質の向上を目指す京都観光の現在の「質」をはかる満足度調査、並びに外国人観光客の動向調査を併せて行う「京都観光総合調査」を引き続き実施します。

京都総合観光案内所の運営：6,574万円〔観光企画課〕

我が国を代表する観光都市・京都のおもてなし環境を一層向上させるため、平成22年3月に府市合同で開設した京都総合観光案内所（愛称：京なび）を運営します。

ワンストップで京都市を含む府内全域の観光案内、情報発信を行うとともに、英語はもちろん、中国語、韓国語・朝鮮語等の多言語に対応します。

（京都総合観光案内所の概要）

所在地：JR京都駅ビル2階

開所時間：8：30～19：00（年中無休）

運営主体：京都総合観光案内所運営協議会



京なび

（写真：京都総合観光案内所，下は愛称ロゴマーク）

京都市宇多野ユースホステルの運営：1億1,150万円〔観光企画課〕

平成20年7月に全面リニューアルした宇多野ユースホステルは、木のぬくもりを感じる、明るく開放的な和風建築として、「世界で最も居心地のよいユースホステル2009」に選ばれました。

温かいおもてなしはもとより、京都ならではの体験・学習・交流事業の実施を通じて、京都の魅力を世界に発信するとともに、国内外からの利用者の更なる満足度の向上を目指します。



（写真：京都市宇多野ユースホステル）

※ 宇多野ユースホステル http://yh-kyoto.or.jp/utano/index_j.html
TEL 075-462-2288

京都まちなか・えきなか観光案内所の運営：80万円〔観光企画課〕

国内外からの観光客をおもてなしの心で温かく迎え、安心して快適に京都観光を楽しんでいただけるよう、市内すべてのセブン・イレブン、スターバックス コーヒー（※）の全面的な協力を得て、「京都まちなか観光案内所」（平成19年10月開設）を、公共交通機関（京都市交通局、JR西日本、京阪電鉄、近鉄電車、京福電鉄、叡山電鉄、嵯峨野観光鉄道）の協力を得て、市内10箇所（京都市交通局 太秦天神川駅・京都駅・北大路駅・烏丸御池駅、JR京都駅、京阪電鉄三条駅、近鉄京都駅、京福電鉄嵐山駅、叡山電鉄出町柳駅、嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅）で「京都えきなか観光案内所」（平成21年10月開設）を運営し、京都を訪れる観光客に周辺の観光案内や交通案内を行います。

※ 平成23年1月末現在 141店舗（セブン・イレブン125店舗、スターバックス コーヒー16店舗）

観光案内標識の充実整備：300万円〔観光企画課〕

観光客の利便性の向上を図るため、観光案内標識の補修、整備を行い、「歩いて楽しい観光」を推進します。
〔観光案内標識の設置数（平成23年1月現在）〕

観光案内図板260基、案内標識228基、名所説明立札（駒札）485基、現在地表示板1,257枚

海外の市場ニーズに対応した京都観光ウェブサイトの構築：900万円〔観光振興課〕

海外各国・地域の市場ニーズに対応した観光情報の発信を行うため、既存の外国語版ホームページを再編・統合し、既に開設している英語、フランス語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に加え、平成23年度はスペイン語、ドイツ語、イタリア語のウェブサイトを開発することにより、外国人観光客の更なる誘致につなげます。

Kyoto Winter Special：300万円〔観光振興課〕

京都市では、春や秋の観光シーズンにおける観光客の集中が顕著なため、平成19年度以降、オフシーズンである冬の魅力をPRし、外国人観光客を誘致するための特別キャンペーン「Kyoto Winter Special」を実施してきました。

近年、インターネットを利用した旅行商品の販売が急激に拡大していることを受け、平成23年度においても、インターネットを活用した外国人観光客誘致キャンペーンを世界的規模で展開します。

京都・花灯路事業：4,700万円〔観光振興課〕

宿泊型・通年型観光のシンボル事業として、京都ならではの寺院・神社をはじめとする歴史的な文化遺産やまち並みなどを日本情緒豊かな陰影のある露地行灯の灯りと花を用いることにより、思わず歩きたくなる路、華やぎのある路を演出します。平成14年度から東山地域で、平成17年度からは、嵯峨・嵐山地域においても実施しています。

●平成22年度「京都・花灯路」事業

【嵐山花灯路2010】

開催時期 平成22年12月10日～19日（10日間）

会場 嵯峨・嵐山地域（渡月橋～天龍寺～竹林の小径など）

【東山花灯路2011】

開催時期 平成23年3月12日～14日（3日間）

会場 東山地域（青蓮院～円山公園～清水寺）

※東日本大震災で被害を受けられた地域の一日も早い復興を願い、また犠牲となられた方への哀悼の気持ちを込め、3月14日をもって東山花灯路を中止し、3月15日から21日までは「京都・東山祈りの灯り」を開催。復興を願うメッセージや義援金を募集しました。

●平成23年度「京都・花灯路」事業

【嵐山花灯路2011】

開催時期 平成23年12月9日～18日（10日間）

会場 嵯峨・嵐山地域（渡月橋～天龍寺～竹林の小径など）

【東山花灯路2012】

開催時期 平成24年3月10日～20日（11日間）

会場 東山地域（青蓮院～円山公園～清水寺）



（写真：京都・東山花灯路）

京の七夕事業：5,000万円〔観光振興課〕

「一年に一度願いごとをする」という七夕にちなんで、「願い」をテーマに「京の七夕」事業を開催します。

(平成23年度実施内容)

(1) 時期

平成23年8月6日(土)～15日(月)

(2) 会場及び内容

●堀川会場（御池通～今出川通）

・堀川遊歩道（押小路～一条戻り橋），元離宮二条城，西陣織会館等で竹と光の演出で作る「光の天の川」やアート作品の展示などを実施

●鴨川会場（御池通～四条通）

●寺院，神社，門前会等

・特別拝観，七夕装飾，和装優待などを実施

●その他，商店街等での七夕イベント，七夕飾りなど



(堀川遊歩道「光の天の川」)

体験型観光の推進『京都「千年の心得」(Wisdom of Kyoto)』：570万円〔観光振興課〕

京都の貴重な財産である「伝統」や「人材」を最大限に活用し，千年を超える歴史に培われ，今も日常に根付いた京都の奥深い魅力を体験型コンテンツとして，国内外に発信します。

「京の極み」（奥深い京都の魅力を堪能したい方，リピーター，長期滞在者向け）では，観光関係の民間企業と連携し，上質の「ほんまもん」の京都の魅力を堪能していただけるような旅行商品を生み出します。

「京のたしなみ」（一般観光客向け）では，いつでも気軽に文化体験ができるよう，京都の「文化体験プログラム」をまとめ，「京のたしなみ帖」として発信します。

岡崎桜回廊十石舟めぐり：－〔観光振興課〕

2艘の船を岡崎の琵琶湖疏水で運航し，春爛漫，桜の下で新たな観光資源を創出します。

- ・運航期間：平成23年3月26日～5月8日
- ・運航航路：南禅寺舟溜り乗船場（琵琶湖疏水記念館前）
～夷川ダム 往復約3km
- ・所要時間：約25分



(写真：岡崎桜回廊十石舟めぐり)

観光シティセールスの展開：638万円〔観光振興課〕

マスメディアや旅行エージェント，修学旅行関係機関への最新の観光情報等の提供活動を通じて，修学旅行をはじめとする首都圏からの観光誘客及び京都への旅行商品の造成を図ります。また，京都館観光PR事業と連動して，京都のPRを行います。

海外観光宣伝事業：1,163万円〔観光振興課〕

●海外観光宣伝事業

観光関連団体・企業等で「京都国際観光客誘致推進協議会」を組織し、本市の重点市場であるアメリカ、台湾、韓国、中国、オーストラリア、欧州等への海外ミッション団の派遣や国際旅行見本市への出展を行うなど、外国人観光誘客事業を実施します。

●海外有力プレス関係者等招請事業

アジアや欧米諸国等から京都への一層の誘客を図るため、現地で大きな影響力を持つ有力プレス関係者を招請し、京都取材する機会を提供することによって、雑誌への記事掲載やテレビ放映等を通じ、京都の魅力をPRします。



(写真：国際旅行博への出展)

海外情報発信・収集拠点の運営：1,860万円〔観光振興課〕

アメリカ、台湾、韓国、中国、オーストラリア、欧州に情報拠点を設置し、京都観光のPR活動等を継続的に行うとともに、現地の旅行動向等の情報を収集することにより、入洛外国人観光客数の増加を図ります。

MICE誘致の推進：7,747万円〔観光振興課〕

「京都市 MICE 戦略」に基づき、「財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」を中心として、コンベンションの誘致、賓客の招へい等を促進するため、広報・宣伝活動や情報の収集・提供などを行います。

また、大規模国際会議の誘致に関する都市間競争力を向上させるため、会議開催に係る助成金制度を運用し、戦略的な誘致活動に取り組むとともに、レセプションの開催やオプションツアーの実施等に対する支援を行います。

●京都文化交流コンベンションビューロー運営

「財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」を中心として、コンベンションの誘致、賓客の招へい等を促進し、広報・宣伝活動や情報の収集・提供、会議準備資金の融資などを行います。

●大規模国際コンベンション誘致支援助成金・開催支援助成金交付事業

国際会議の開催に係る助成金制度を運用し、戦略的な誘致活動を行います。

〔実施方法〕

庁内に副市長をトップとする審査会を設置し、助成金交付対象会議及び金額を決定します。

〔助成対象となる会議の条件〕

会議参加者が概ね 500 名以上及び参加国数が 3 箇国（日本を含む）以上であり、海外からの参加者数が 100 名以上の国際的な会議、又は審査会が特に誘致の必要性を認める会議を対象とします。

〔助成金の限度額〕

原則として、会議の規模等に応じて金額を決定します（上限：〔誘致〕100万円 〔開催〕300万円）。

●コンベンション開催支援事業

レセプションの開催やオプションツアーの実施等を支援することにより、京都の魅力を世界に発信します。

○第 8 回 STS フォーラム（科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム）

- ・日 時：平成 23 年 10 月 2～4 日
- ・参加者数見込み：約 1,000 名（うち海外約 700 名）
- ・会 場：国立京都国際会館

別添 4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

京都市長 門川 大作

京都府知事 山田 啓二

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

- 1 提案団体名
京都市，京都府
- 2 提案内容
別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書
提案団体名:京都市・京都府

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	文化財に匹敵する価値を有する建物・庭園に対する相続税、固定資産税等の税制優遇措置	文化財に匹敵する価値を持つ大規模邸宅や庭園でありながら、文化財指定や景観重要建造物の既存制度では保存できないものが多く存在する。特に、相続や維持管理の問題により、その維持・継承が危ぶまれているものもある。	京都市独自の認定制度で認定された建物や庭園等について、指定文化財に係る税制上の措置に準じた税制優遇措置。	既存制度では保存できない建物や庭園等を保存・継承するための京都市独自の制度・支援策を検討しているが、当該制度を実効あるものにするため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法 地方税法	財務省 文化庁 総務省		○				
	適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置	京町家等の伝統的建造物の多くは建築基準法上の既存不適格建築物であるため、耐震改修や適切な維持管理が難しいという課題があり、結果として相続時に継承を断念して売却され、相続税の支払いに重用するケースが多く見られる。	適切な維持管理を行っている期間においては相続税の納税を猶予する税制優遇措置。	京町家の保全・継承を促進するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法	財務省 国土交通省		○				
	景観整備機構が交付する京町家等の改修の助成金を税法上の収入とししない措置	景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金（京町家まちづくりファンド）が、現在、課税対象となっている。	景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金を税法上の非課税とする税制優遇措置。	京町家等の改修を促進するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	所得税法	財務省 国土交通省		○				
	旅館業法の構造設備基準の緩和	京町家を旅館として活用するためには旅館業法で求める帳場の設置や最低客室数など構造設備基準が障壁となっている。	旅館業法の構造設備基準の緩和。	宿泊施設に対する多様なニーズに応えるため京町家旅館の普及促進に取り組むとともに、京町家の保全継承にも寄与するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	旅館業法	厚生労働省		○				
	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修に対し、登録免許税を減免	外国人観光客が多く訪れる京都の五花街の歌舞練場や茶屋については、伝統的建築物がほとんどであるが、景観として保全しつつ、施設として、多くの外国人観光客等に対応するための建替や改修が必要となっている。	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修に対し、登録免許税を減免	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修を促進するため	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	登録免許税法	財務省		○				
	茶屋の伝統を継続するための相続税の減免	京都五花街の茶屋は、伝統芸能の保存継承と街並み景観づくりに大きな役割を果たしているが、伝統的建築物であることから維持管理が難しいことや、後継者の問題により、相続時に継承を断念して売却され、相続税の支払いに重用せざるを得ないケースがある。	茶屋の伝統を継続するための相続税の減免	茶屋の保全・継承を促進するため	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法	財務省 国土交通省		○				
	文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など	現行制度では、必ずしも文化財の活用を前提とした仕組みとなっていないことから、例えば、寺院神社をMICE等で有効活用しようとしても規模によっては認められない可能性があるなど許可基準が必ずしも明確でない上に、認められる場合でも手続きが煩雑で時間がかかるなどの課題がある。	文化財の観光やMICEでの活用について、文化財保護法に基づく権限を文化庁から地方へ移譲することによる手続きの簡素化・迅速化など。	京都市及び所有者による文化財活用が十分に図れないことから、京都市独自の文化財保護施策を展開する必要がある。そのために、現状変更許可事務の全体を委譲されるこ	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	文化財保護法	文化庁		○				

				とにより、創造的に活用することが可能となり、質の高い観光を提供することができるため。											
	免税店の登録要件の緩和、免税手続の簡素化、対象品目の拡大、対象限度額の引下げなど	外国人観光客の主な訪日動機のひとつに「ショッピング」があるが、現行制度では食料品や飲料類は対象外となっている。また免税となるのは購入額の合計額が1万円超の物品であることといった条件が課されているほか、煩雑な免税手続、免税店の開設許可要件などが、免税店の普及促進の障壁となっている。	外国人観光客免税店の登録要件の緩和、免税手続の簡素化、対象品目の拡大、対象限度額の拡大。	煩雑な免税手続き等を改善することで、免税店の普及促進を図り、外国人観光客のニーズを踏まえた質の高い観光を提供するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	消費税法 消費税法施行令 消費税法施行規則	財務省 観光庁	○						
	買入地の森林景観形成のための財源措置	古都保存法に基づき、歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れ、維持管理や施設整備を行っているが、買い入れた土地が広大で多額の費用を要するため、十分な維持管理が行えず、危険木が放置される等山林については荒廃し始めている。	古都保存法に基づく買い入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充。	財政措置の拡充により、景観資源、更には観光資源等としての良好な森林景観を形成することができるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	古都保存法第12条	国土交通省			○				
	田園景観保全のため稲作に対する助成制度の創設	古都保存法に基づき策定した京都市歴史的風土保存計画において、嵯峨野歴史的風土特別保存地区で田園景観の保存を講ずることとしているが、水田地域では稲作の収益性が悪く、畑作に転換する農家が増加し、水田景観の減少が見られる。	稲作を維持するために必要な、水路の維持や稲木の補修等に対する助成制度の創設。	助成制度の創設により、嵯峨野歴史的風土特別保存地区における稲穂たなびく田園景観の保全がはかれるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	古都保存法第5条第1項	国土交通省			○				
	道路管理者への財政措置の拡充	京都市では、幹線道路に加え、とりわけ歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺を重点的整備対象地域に定め、無電柱化を集中的に進めているが、もともと大きな費用負担を要する事業である上、本市の狭隘で入り組んだ道が多いという道路事情により、更に多くの経費を要しており、多額の事業費負担が、進捗を妨げている。	道路管理者への助成制度の拡充。	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	電柱の撤去等への助成制度の創設	景観に配慮すべき地区では、電力・通信の需要が少ないことを理由に、一般に電線管理者側が無電柱化実施の合意に前向きではない。合意を得られなかった路線については、国庫補助事業として採択されない。また、合意路線では、電線共同溝完成後の入線や電柱の撤去等の費用を各電線管理者が負担することとなるが、各電線管理者の予算確保が難しく、電柱撤去までに2～3年の期間を要している。	合意路線における無電柱化に際し電線管理者が行う入線（架空線の撤去）や電柱の撤去等の経費負担への助成制度の創設。	電線管理者側が合意を躊躇する要因の一つである入線や抜柱工事に要する経済的負担を軽減し、合意を促すことで、歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援	無電柱化に当たり、地下に埋設された電線類を維持管理するために必要な地上機器については、設置場所の確保が課題となっており、無電柱化の妨げとなっているケースがある。	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援。	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	舗装等のグレードアップに対する財	京都市は歴史都市の特性として、歴史的町並みを形成する細街路をはじめ、舗装等のグレ	舗装等のグレードアップを補助対象とす	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素であ	世界の人々が日本文化の神髄と美し	美しい町並みと歴史的風土の保	—	国土交通省			○				

	政措置の拡充	ードアップが求められるが、石畳舗装とする場合、通常の舗装より約10倍の多額の経費を要するにもかかわらず、通常の舗装からのグレードアップ分は補助対象とされていない。	る財政措置の拡充。	る電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	い町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	存・活用、三山景観の保全・再生												
	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和	京都の景観を特徴付ける重要な要素である京都三山は、木材として利用することを目的とする経済林ではないため所有者が不明なものも多く、また相続等により山林が細分化され、山林の保全管理が困難になっている。近年、ナラ枯れなどの原因となる病害虫の防除対策を重点的に実施しているが、被害木の伐採を推進する上で地権者の同意を得ることが課題となっている。森林法（平成24年4月1日施行）が改正され一部規制緩和がなされたが、被害木の伐採には、市町村による通知、勧告、都道府県知事に対する調停など種々の手続きが不可欠であるため、機動的に対応できるよう更なる規制緩和が必要である。	ナラ枯れ、マツ枯れ伐採時の地権者同意について、現行法に基づく市町村による通知、勧告、都道府県知事に対する調停等（森林法第10条の10、11関係）の手続きから、所有者への通知のみで伐採可能となるよう規制を緩和。所有者不明地については、対象地番の掲示により通知したものとみなす。	被害調査から蔓延防止のための伐採までを一体的に実施することにより、機動的かつ地域の実情に応じた病害虫の防除対策を行うため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	森林法	林野庁	○									
	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	社会資本整備総合交付金交付要綱において、充実可能な事業や国の補助率などが厳密に規定されている。	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	世界一流のオペラをはじめ多様な舞台芸術の開催や、M I C E開催も可能な施設として、京都会館の再整備を進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成 世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造 ほんものの文化・芸術を学ぶ場の提供	—	国土交通省			○							
	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには法的規制が多く、現行の在留資格制度では、十分な技能を身に付けることが困難である。	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	京料理を学びたい世界中の若者を受け入れ、本場の料理店で働きながら修業する場を提供することにより本格的な京料理を世界に向けて発信し、日本料理の市場を拡大するため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	本格的な京料理の世界への発信	出入国管理及び難民認定法	法務省	○									
	火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能数量を緩和	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（経済産業省令で規定する一定の量（火薬15g以下の煙火50個/1日など）以下は除く。）。	安全性の確保を担保したうえで、地方自治体が必要な特例を設けることを可能にする。	爆発物を扱う規模の大きな現代映画にも対応し、映画ロケ現場を観光地として、誘客や映画産業活性化につなげるため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	海外からの映画撮影誘致などによるコンテンツ産業振興	火薬類取締法	経済産業省	○									
	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化	コンテンツ分野での高度人材の交流を促進するためには、ポイント制の導入などにより、一定の条件を満たす外国人の出入国手続を簡素化する必要がある。	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化	海外からの映画撮影の誘致を推進するとともに、日本の誇るコンテンツ分野での高度な若手人材の交流を促進するため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	海外からの映画撮影誘致などによるコンテンツ産業振興	出入国管理及び難民認定法	法務省	○									

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	京都市地域活性化総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月28日
地域協議会の構成員	<p>京都商工会議所</p> <p>社団法人京都市観光協会</p> <p>公益財団法人京都市文化観光資源保護財団</p> <p>財団法人京都市景観・まちづくりセンター</p> <p>財団法人京都文化交流コンベンションビューロー</p> <p>財団法人京都市森林文化協会</p> <p>京都岡崎魅力づくり推進協議会</p> <p>財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>公益財団法人京都市芸術文化協会</p> <p>特定非営利活動法人日本料理アカデミー</p> <p>京都府</p> <p>京都市</p>
協議を行った日	平成23年9月22日～28日
協議の方法	持ち回りで協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 京都会館については、MICE開催拠点としても打ち出すべき。 2. コンベンション開催の数値目標を達成するためには、国立京都国際会館の整備が必要。 3. 京都市内の大学には文化的価値の高い建造物も多く、これらを積極的に活用すべき。 4. 国際的な文化芸術創造拠点の形成するための取組は、対象を若者だけに限定せず実施すべき。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、意見を踏まえ、指定申請書の記載を修正した。 2. については、国の施設であることから今回の申請には盛り込まないこととした。 3. については、現時点で何らかの特例措置が必要であると認められないことから、今回の申請には盛り込まないこととした。 4. については、意見を踏まえ、指定申請書の記載を修正した。

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	文化財に匹敵する価値を有する建物・庭園に対する相続税、固定資産税等の税制優遇措置（税制上の支援措置） 適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置（税制上の支援措置） 景観整備機構が交付する京町家等の改修の助成金を税法上の収入としない措置（税制上の支援措置） 旅館業法の構造設備基準の緩和（規制の特例措置） 歌舞練場や茶屋の建替え、外国人観光客向けの改修に対し、登録免許税を減免（税制上の支援措置） 茶屋の伝統を継続するための相続税の減免（税制上の支援措置） 文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など（規制の特例措置） 免税店の登録要件の緩和、免税手続の簡素化、対象品目の拡大、対象限度額の引下げなど（規制の特例措置）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
美しい町並みと歴史的風土の保存・活用，自然景観の保全・再生	買入地の森林景観形成のための財源措置（財政上の支援措置） 田園景観保全のため稲作の作業環境整備に対する支援制度の創設（財政上の支援措置） 道路管理者への財政措置の拡充（財政上の支援措置） 電柱の撤去等への助成制度の創設（財政上の支援措置） コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援（財政上の支援措置） 舗装等のグレードアップに対する財政措置の拡充（財政上の支援措置） ナラ枯れ，マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和（規制の特例措置）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造	文化財に準じた相続税、固定資産税等の税制優遇措置（税制上の支援措置）※再掲 社会資本整備総合交付金の補助率及び用途の拡大（財政上の支援措置）	○ ○
若手から円熟の巨匠まで，国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進	社会資本整備総合交付金の補助率及び用途の拡大（財政上の支援措置）※再掲 働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和（規制の特例措置） 火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能数量を緩和（規制の特例措置） 外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化（規制の特例措置）	○ ○ ○ ○

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	京都市・京都府	担当部署名	総合企画局政策企画室	担当者名	電話番号	E-Mail
総合特別区域の名称	京都市地域活性化総合特区	国際・地域の別	地域	対象地域	京都市域	計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
7	新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造 国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	9,385,072	73,600	41,043	2,846,501	6,423,928	0
3	美しい町並みと歴史風土の保存・活用, 自然景観の保全・再生	道路管理者への助成制度の拡充	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため, 美しい町並みと歴史風土の保存を目的とした無電柱化事業について, 現在上限55%である国庫負担割合を拡充する。	—	339,200	339,200	339,200	339,200	339,200
								—	164,620	164,620	164,620	164,620	164,620
4	美しい町並みと歴史風土の保存・活用, 自然景観の保全・再生	電線共同溝新設工事完成後の電線管理者(電力・通信)による架空線・電柱の撤去等工事への助成制度の創設	京都市	国土交通省		新規	町並み景観の保全再生を目的とした無電柱化事業の実施に際し, 電線管理者との合意が得られないことが事業の阻害要因となるため, 現在1km当たり2億円と言われる, 合意路線での無電柱化事業に際し生じる電線管理者(電力・通信)側の経済的負担に対する, 新たな助成制度の確立し, 合意に当たっての電線管理者側の経済的負担の増加に対する不安を払拭する。	0	未定	未定	未定	未定	未定
								0	未定	未定	未定	未定	未定
5	美しい町並みと歴史風土の保存・活用, 自然景観の保全・再生	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援	京都市	国土交通省		新規	狭い道路における無電柱化の実施において大きな支障となる地上機器設置箇所の確保のため, 地上機器の更なるコンパクト化等, 民間企業者による新技術の開発に対する取組に対し, 財政支援を行う。	0	未定	未定	未定	未定	未定
								0	未定	未定	未定	未定	未定
6	美しい町並みと歴史風土の保存・活用, 自然景観の保全・再生	舗装等のグレードアップに対する財政措置の拡充	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	電線共同溝新設工事時の舗装復旧に際して, 都市景観の向上を目的としたグレードアップへの財政措置を拡充する。	673,000	134,600	134,600	134,600	134,600	134,600
								224,100	44,820	44,820	44,820	44,820	44,820
1	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用, 三山景観の保全・再生	古都保存法に基づく買い入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充	京都市	国土交通省		新規	事業実施に新たな財源措置(京都創生交付金)が必要なため	375,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
2	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用, 三山景観の保全・再生	稲作を維持するために必要な, 水路の維持や稲木の補修等に対する助成制度の創設。	京都市	国土交通省		新規	事業実施に新たな財源措置(京都創生交付金)が必要なため	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000